

令和 10 年度 江北町立江北中学校 3 学年修学旅行

業務委託業者選定プロポーザル実施要綱

1 業務の概要

(1) 業務名

江北町立江北中学校3学年修学旅行業務

(2) 目的

本業務は、本校で3学年時に実施する修学旅行の集金業務、企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行い、修学旅行業務を遂行することを目的とする。

(3) 作業の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 11 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額

65,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

3 資格要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

① 佐賀県内に事業所を有している法人

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。

③ 会社更生法(平成 14 年法律第154号)に規定する更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成 11 年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

④ 経営者、役員及び従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその構成員でないこと。

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号。以下「団体規制法」という。)第8条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員でないこと。

⑥ ④または⑤に掲げる者から委託を受けた者、又は④若しくは⑤に掲げる者の関係団体でないこと。

⑦ プロポーザル参加申込み時点で都道府県税及び市町村税に未納額がないこと。

(2) 次の要件に該当する応募者は、失格とする。

① 応募者が参加要件資格を欠くこととなった場合又は要件を欠いていると判明した場合

② 申込に必要な書類に虚偽の記載をした場合

③ 申込期間内に申込に必要な書類を提出しなかった場合

④ 公正な計画提案や審査を妨げ、もしくは不正の利益を得るために連合したと認められる場合

⑤ その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

4 実施要綱の内容についての質疑の受付及び回答

- (1) 本要綱の内容に関して質疑がある場合は、「質問書」(様式任意)を提出すること。

質疑受付期限：令和8年7月17日(金) 9:00

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：持参, 郵送 ※ 原則として電話や口頭での質問は受け付けない

- (2) 質疑への回答について

回答日：令和8年7月22日(水)までに回答

回答方法：FAXにて回答

5 参加申込及び提案資格確認結果の通知

- (1) 参加申込み(資料作成のためご提出ください)

別紙様式1「参加申込書」

別紙様式2「会社概要」,

申込期限：令和8年7月24日(金) 17:00【必着】

申込先：問合せ先に同じ

提出方法：持参, 郵送

- (2) 提案資格確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年7月28日(火)までに提案資格の確認結果の通知を
書面(郵送)で行う。

6 提案書の作成要領

- (1) 提出企画

①企画提案書

- ・「仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること
- ・提案書はA4版とし、表紙に「令和10年度江北町立江北中学校3学年修学旅行業務委託提案書」と標記し、表紙右下余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。2枚目以降には社名を明記しないこと。
- ・提出期限以降の企画書の差替え又は再提出は認めない。

②旅程表

③見積書

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。(任意様式)

- (2) 提出期限等

期限：令和8年8月25日(火)

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：持参又は郵送

※ 1部を郵送にてご提出ください。

※ 8月31日(月) 審査委員会のヒアリング当日に12部をご持参ください。

- (3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 ヒアリングの実施

提案者は、令和8年8月31日(月)午後開催する本委員会において、ヒアリングを実施するものとする。
なお、詳細については別途通知する。

8 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

項 目	審 査 基 準	配点
企 画 内 容	成果が期待される提案内容であるか	30
業務遂行能力	委託業務を確実に遂行できる能力があるか	5
	業務の実施体制は整っているか	5
事 業 実 績	本業務に対する取組実績は豊富か	5
経 費	企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか	5

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

10 日程

実 施 要 綱 配 布	令和8年7月6日(月) ※ホームページに掲載
質 疑 受 付	令和8年7月17日(金)
質 疑 回 答	令和8年7月22日(水)
参 加 申 込 提 出 期 限	令和8年7月24日(金)
参 加 資 格 結 果 通 知	令和8年7月28日(火)
企 画 提 案 書 提 出 期 限	令和8年8月25日(火)
ヒアリング(プレゼンテーション)	令和8年8月31日(月)
審 査 委 員 会	令和8年8月31日(月)
決 定 通 知 書 送 付	令和8年9月4日(金)

11 契約の締結

- (1) 審査委員会が選定した最も優れた提案を行った者と江北町立江北中学校長との間で、委託内容・経費等について再度調整を行ったうえで委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(任意様式)を提出することとする。なお、この場合、次点者を候補者とする。

12 問合せ先

〒849-0501

佐賀県杵島郡江北町大字山口 412

江北町立江北中学校 〈教頭〉小宮

電話 (0952)86-2241

FAX (0952)86-5802

13 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成, ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は, 提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については, 提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際, 必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書, 提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は, 別紙様式 3「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は, 失格となる。
 - ① 本実施要綱に適合しない書類を作成し, 提出した者
 - ② 記載すべき事項の全部または一部を記載せず, または書類に虚偽の記載をし, これを提出した者
 - ③ 期限後に提案書を提出した者

以上